

鳥取県告示第63号

平成15年鳥取県告示第382号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p>八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p><u>米子市、倉吉市、境港市</u>、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに</u>関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。